

## 木材使用量の算出例

例：延べ床面積50㎡（約15坪）の施設を建てる場合の計算

### ① 木材総使用量の算出

延べ床面積50㎡×0.2㎡/㎡=10㎡

※木材総使用量は延べ床面積1㎡当たり0.2㎡で算出してください。

### ② 富士地域材使用必要量の算出

木材総使用量10㎡×0.34=3.4㎡

※木材総使用量の34%以上の富士地域材を使用してください。

したがって、延べ床面積50㎡の施設を建てる場合には、  
富士地域材を3.4㎡以上使用する必要があります。

【申し込み・問い合わせ】

### 富士市地域材利用推進協議会

〒417-0801 富士市大淵6979-5（富士市森林組合内）

**Tel.0545-35-5339**

（平日 8:15～17:00）

E-mail info@fujishi-shinkumi.org

【問い合わせ】

### 富士市産業交流部林政課

**Tel.0545-55-2783**

URL <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

E-mail rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp



市ウェブサイト  
（申請様式等）



富士山とともに 輝く未来を拓くまち  
SDGs 未来都市 富士市

# 富士ヒノキの施設 地域材使用非住宅建築物補助金

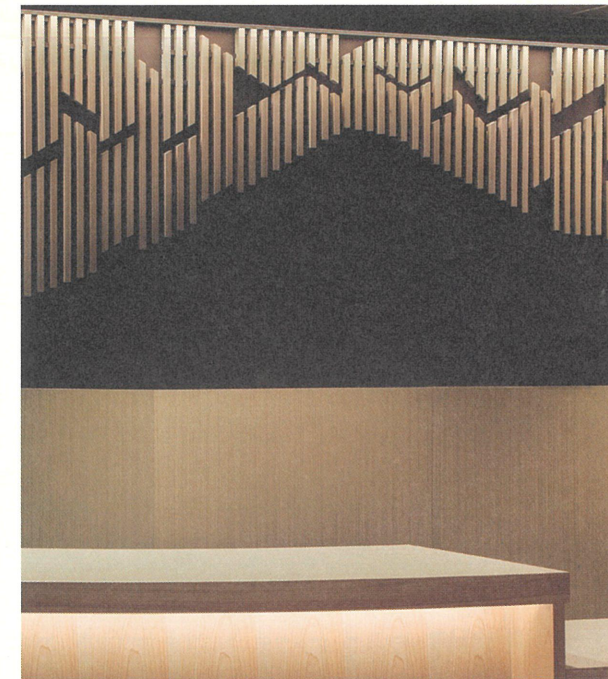
店舗・事務所など

1棟あたり  
最大

**50万円**  
補助

（新築・増築30万円  
+  
内装木質化20万円）

「富士地域材使用非住宅建築物取得費補助事業」は  
富士地域材を使用した木造非住宅施設の取得や、非住宅施設の  
内装木質化に補助することにより、本市の森林環境を保全し、  
林業及び木材産業の振興に寄与することを  
目的とした事業です。



## 募集内容

### 補助額

- ・新築・増築の場合 1棟あたり30万円
- ・内装木質化の場合 10万円（施工面積30㎡以上） / 20万円（施工面積60㎡以上）

※ 新築・増築と内装木質化は併用可能（最大50万円）

### 申請要件

- ・富士市内（以下「市内」という。）で木造非住宅施設を取得（新築・増築）、または非住宅施設の内装を木質化すること。
- ・新築・増築の場合は木材総使用量（延べ床面積1㎡あたり0.2㎡で算出）のうち34%以上、内装木質化の場合は100%が市内または富士宮市内で生産された「富士地域材」であること。
- ・使用する「富士地域材」は、全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること。
- ・市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること。
- ・新築・増築の場合、使用部分の延べ床面積が50㎡以上であること。内装木質化の場合、施工面積が30㎡以上であること。
- ・市税を完納していること。
- ・対象の非住宅施設は法令等の規定に違反していないこと。
- ・内装木質化の場合、指定する富士ヒノキPR用掲示板を見やすい箇所へ掲示すること。

### 申請方法

新築・増築の場合、上棟予定日の1ヶ月前までに、または、内装木質化の場合、工事着手日の2週間前までに、富士市地域材利用推進協議会（富士市森林組合内）に、必要書類を持参するか、郵送してください。



## 申請手続の流れ

### 新築・増築の場合

- 上棟予定日の1ヶ月前までに提出
- ・富士地域材使用計画書（第1号様式）
  - ・富士地域材使用確約書（第2号様式）
  - ・建築確認済証（写）  
または建築工事届出書（写）
  - ・建築位置図
  - ・各階平面図

書類審査

富士地域材使用計画承認通知書交付

- 上棟の日から起算して10日を経過した日までに提出
- ・完了報告書（第4号様式）
  - ・富士地域材出荷証明書（第5号様式）
  - ・写真（木材及び上棟を確認できるもの）
  - ・口座振替（登録）申請書

現地確認調査

書類及び現地確認に基づき審査

審査結果を通知

富士市富士地域材使用非住宅建築物取得費補助金交付申請書（第6号様式）、市税完納証明書及び検査済証を検査済証の交付を受けた日から1ヶ月以内に提出

補助金交付決定通知書交付

補助金交付

### 内装木質化の場合

- 補助対象工事着手予定日の2週間前までに提出
- ・富士地域材使用計画書（第1号様式）
  - ・富士地域材使用確約書（第2号様式）
  - ・工事請負契約書（写）
  - ・建築位置図
  - ・富士地域材の使用箇所が確認できる図面
  - ・写真（補助対象工事着手前の箇所が確認できるもの）

書類審査

富士地域材使用計画承認通知書交付

- 補助対象工事完了の日から起算して10日を経過した日までに提出
- ・完了報告書（第4号様式）
  - ・富士地域材出荷証明書（第5号様式）
  - ・写真（木材及び使用箇所を確認できるもの）
  - ・口座振替（登録）申請書

現地確認調査

書類及び現地確認に基づき審査

審査結果を通知

富士市富士地域材使用非住宅建築物取得費補助金交付申請書（第6号様式）及び市税完納証明書を1ヶ月以内に提出

補助金交付決定通知書交付

補助金交付